



消防団員 準中型免許取得費用の補助について

平成 29 年 3 月 12 日の道路交通法改正により法改正以降の普通免許取得者については 3.5 t 以上の車両は運転ができません。現在の消防団が保有しているポンプ車についてはそのほとんどが約 4.5 t になりますので、運行には準中型免許が必要となります。

これにより将来的に適切な災害対応に支障をきたす恐れがあることや今後の消防団員確保と加入促進の観点から消防団員を対象に準中型免許取得に係る費用の一部を予算の範囲内において補助します。また、併せて AT 限定解除に係る費用についても一部を補助します。

補助対象者

- (1) 平成 29 年 3 月 12 日以降に、初めて普通自動車運転免許を取得した消防団員
- (2) AT 限定解除をしようとする消防団員

対象経費・補助額

- (1) 対象経費 教習所において免許の取得等に要する費用（入学金、教習料、審査料等）
- (2) 補助金額 対象経費の 2 分の 1 以内とし、次の区分に応じた額を限度額とします。
 - ①準中型免許を取得した場合・・・81,000 円
 - ②AT 限定解除をした場合・・・36,000 円
 - ③AT 限定解除および準中型免許を取得した場合・・・100,000 円

注意事項

- (1) 希望する消防団員は分団長の推薦が必要となります。
- (2) 勤続 3 年以上で階級が班長以下が対象となります。
- (3) 市民税滞納者は補助を受けられません。
- (4) 予算の範囲内で補助金を交付しますので必ずしも補助を受けられるとは限りません。
- (5) 補助の交付を受けた消防団員で正当な理由なく消防団に在籍しなくなった場合、補助金の返還を求められることがあります。

申請方法

所属している分団長を通じて下記までお問い合わせください。

消防団事務局（嶺北消防本部消防課）

TEL0776-51-8436 FAX0776-51-5209

e-mail : shobou@reihoku-fd.jp

